

第 36 回 役 員 会 議 事 要 録

日 時 平成 17 年 10 月 11 日 (火) 14:00 ~
場 所 会議室 (事務局棟 5 階)
出 席 者 相良学長、川口総務担当理事、松永教育担当理事、尾崎研究担当理事、河本財務
担当理事
オブザーバー 西森監事
陪 席 者 企画部長、財務部長、研究協力部長、学務部長、医学部・病院事務部長、総務企
画課長、財務課長、研究協力課長、学務課長、秘書課長

配付資料

- 資料 1 国立大学法人高知大学危機管理規則の制定について
2 高知大学学則 (新旧対照表)
3 高知大学における授業科目の履修登録単位の上限に関する規則 (新旧対照表)
4 - 1 大学院 (博士・修士) の在り方検討ワーキンググループ (文系) 報告
4 - 2 大学院 (博士・修士) の在り方検討ワーキンググループ (理系) 報告
5 平成 17 年度秋季中国・四国国立大学長会議 会議次第
(追加資料) 人事院勧告を巡る情勢について

議事に先立ち、第 35 回役員会議事要録の確認が行われ、承認された。

議事

〔審議事項〕

1. 国立大学法人高知大学危機管理規則の制定について
川口理事から、資料 1 に基づき、制定趣旨及び内容について説明の後、審議の結果、原案を一部字句修正することで、承認された。
2. 高知大学学則の一部改正について
松永理事から、資料 2 に基づき、改正趣旨及び内容について説明の後、審議の結果、承認された。
3. 高知大学における授業科目の履修登録単位の上限に関する規則の一部改正について
松永理事から、資料 3 に基づき、改正趣旨及び内容について説明の後、審議の結果、承認された。
4. 大学院 (博士・修士) の在り方検討 WG (文系・理系) の報告について
川口理事から、資料 4 - 1 及び 4 - 2 に基づき、ワーキンググループにおける検討経過及びとりまとめ内容について説明が行われた。
審議の結果、本報告を役員会として受領し、今後の大学院の在り方の具体化は学長に一任の上、たたき台が出来次第、改めて役員会に諮ることとされた。

5. 人権侵害関係申立事項への対応について

川口理事から、人権侵害関係申立事項への対応につき、倫理・人権・苦情処理委員会の審議を経て、再度役員会に具申された案件について、配付資料に基づき説明が行われ、審議の結果、一部字句修正することで、承認された。

〔報告事項〕

1. 会議等報告

・平成 17 年度秋季中国・四国地区国立大学長会議

学長から、資料 5 に基づき、10 月 7 日開催された、平成 17 年度秋季中国・四国地区国立大学長会議の協議概要について、報告が行われた。

引き続き、河本理事から、人事院勧告を巡る情勢について、追加資料に基づき説明が行われた。

以 上